改正をかえりみて

岡 田 靖 雄

技官からいろいろ連絡をうけていた 聴してきた。さらに、当時公衆衛生局精神衛生課にいた大谷藤郎 をうけもった。そして精神衛生審議会の総会および第二部会を傍 員会ができると加藤伸勝氏 に参加しており、また日本精神神経学会に精神衛生法改正対策委 公衆衛生局に法改正準備のためにつくられた精神衛生行政研究会 題でもある。 神衛生法改正のことがとりあげられているので、これは今日的問 しも現代史の問題をとりあげることにした。 Ш 本俊一先生が東京大学医学部紛争史をのべられたので、 当時わたしは都立松沢病院に在職していて、 (現松沢病院長)とともにその事務局 しかも、 いままた精 厚生省 わた

之、 うだった、ああだった、 的だったといわれそうである。 神科医療を実質的に一歩でもすすめることができれば、とかんが 客観的ではありえない。 自分がかかわった出来事についてかたるとなると、どうしても 当時のわたしの動き方はいまの理論家からは、あまりに妥協 大谷技官にかなりちかい考え方で法改正に積極的にとりくん 一つの運動の中核にい あのおえらいさんがどうした、 という評価をはっきりさせなくてはなら 当時わたしは、ともかくも金をとって精 たとなると、どうしても、 山本先生は人物評価をさけられた という、 いわばヒューマン あの人はこ

・コメディが一番おもしろい。だがヒューマン・コメディだけをものにもふれないと、歴史はあまりにかわいたものになりすぎる自分の立ち場をはっきりさせたうえで、人間関係のドロドロしたおもう。自分がかかわった現代史の出来事につきのべるばあい、おもりだしてしまっては、問題の本質をみうしなうことになるとあまりだしてしまっては、問題の本質をみうしなうことになると

I、精神衛生立法の歴史

当時一九五○年法の半分は空文にちかかった。当時一九五○年法の半分は空文にちかかった。
当時一九五○年精神病者監護法(条約改正のための対外的配慮にもとづく治安立法、私宅監置を公認した)、一九一九年精神病院法とづく治安立法、私宅監置を公認した)、一九十二年神病院法とづく治安立法、私宅監置を公認した)、一九十三年神病院法とづく治安立法、私宅監置は一九五○年法の半分は空文にちかかった。

Ⅱ、ライシャワ事件をめぐって

林武治厚生大臣が法一部改正につき発言し、 とする法改正をもうしいれた。 四月三〇日警察庁より厚生省公衆衛生局長に通報義務などを中心 川崇国家公安委員長が「高度の政治的責任をとって」辞任した。 シャワ大使が大使館内で一九歳の分裂病少年にさされた。 できる。そういうなかで、一九六四年三月二四日に合州 動きをよくみつめていると、体制がつぎにうつ手がある程度予測 髞氏が 当時 「変質者は島流しに」と主張していた。ジャー 「野放し」論、「変質者」論が流行、 これをうけて五月一日の閣議で小 なかでも生理学者林 池田勇人首相が法 ナリズムの 国のライ 翌日早

部緊急改正を指示した。

神神経学会首脳部は合州国にいっていた。神神経学会年次総会に参加するため、理事長をはじめとする日本精神医学会年次総会に参加するため、理事長をはじめとする日本精

■、法改悪反対――全面改正促進運動の経過

五月二日に松沢病院で三病院合同会議、四日朝日新聞が法一部、五月二日に松沢病院で三病院合同会議、四日以内が開か。八日に厚生大臣は緊急改正会議、五日より改悪反対の陳情開始。八日に厚生大臣は緊急改正をほぼ断念し、精神衛生審議会への諮問を決定した。九日に日本をほぼ断念し、精神衛生審議会への諮問を決定した。九日に日本には、四日朝日新聞が法一部、五月二日に松沢病院で三病院合同会議、四日朝日新聞が法一部、五月二日に松沢病院で三病院合同会議、四日朝日新聞が法一部、五月二日に松沢病院で三病院合同会議、四日朝日新聞が法一部、

決定。六月一日会期切れ直前に法案は参議院を通過した。翌年一月一四日最終答申。二月一六日閣議は精神衛生法改正案を翌年一月一四日最終答申。二月一六日閣神衛生審議会第一回総会。七月二五日中間答申、

目に陳情活動や国会請願活動も展開した。当時精神衛生課と日本精神神経学会とは連絡がよく、また学会での問題点につきくりかえし討議(理事長はじめ何人かの学会員が審議会委員)、また日本精神病院協会、全国精神障害者家族員が審議会委員)、また日本精神神経学会とは連絡がよく、また学会当時精神衛生課と日本精神神経学会とは連絡がよく、また学会

Ⅳ、運動の問題点

前進はできない。網のなかにある。この点をちゃんとみきわめないと、着実な一歩網のなかにある。この点をちゃんとみきわめないと、着実な一歩法律は学理とはかならずしも一致しない、他法や関連制度との

首脳陣の大量不在)。 三月二四日からの動きをみれば、五月一日の閣議決定は予想さ

はそれをはたしたか。

帰国しなさい」と助言した。
またアメリカ精神医学会首脳部は「そういう大事なことならすぐ前をしる松沢病院の作業員のほうがたしかな感覚をもっていた。前をしる松沢病院の作業員のほうがたしかな感覚をもっていた。

きに指摘されたとおなじ東京―他地域の落差があった。一般直化という現象がみられた。また、安全保障条約反対運動のとってからの全面改正促進運動はしょぼった。つまり、既成組織のはじめの改悪反対運動はもりあがったが、学会の正式組織にな

た。マスコミュニケイション対策はむずかしい。社記者がスクラムをくんでボイコットするといった事態もおこっが、そのために内村祐之精神衛生審議会会長などの記者会見を他が、そのために内村祐之精神衛生審議会会長などの記者会見を他

られた。 精神科医の思考法に、「学問」的思いあがり、 原則より金、 ふまじめ、妥協的・腰くだけ、かたくなな原則論、などの問題がみまじめ、 原則より金、 ふ

の社会党議員の働きかけをしった自由民主党医系議員はひどくおあった。きわめて不充分な政府案にたいし対案をつくったら、とがあり、精神衛生法改正法案などは一山いくらの取り引き材料で当時の国会ではILO87号条約、厚生年金法案などの重要案件

の顔をたてる形で復活した。 神衛生審議会は、 からの話しもあった。 こりだした。 学会がのぞむなら廃案にしてもよい、と社会党議員 自由民主党 政府提出の法案にはいってなかった地方精 一社会党の取り引きのなかで、学会

精神衛生法はできないだろう。 衛生法改正がおこなわれるのでなくては、 改正されることは、 国の精神衛生法の不備が外国でもさわがれているからと法改正の 事件をきっかけにしての精神衛生法一部改正、そして、今回わが 国民のなかからその声がもりあがって自主独立に精神 精神衛生関係法規がこのように外国の顔をみて制定・ 条約改正のための精神病者監護法制定、 歴史をやっているものとしてはなんともやり 真に患者さんのための ライシャワ

まらざるをえないようである」とわたしはお答えした。 まとまった運動はできない、比較的抽象的な意見をのべるにとど 積極的に展開できたが、 ような組織のほうがよいのでないか」という趣旨のご質問をいた をすることが適当かどうか。政治にかかわることは日本医師会の 川喜田愛郎先生から「一般的に学会というものがそのような運動 当日わたしは上記のような要旨の報告をした。これにたいして 「当時の日本精神神経学会はまとまっていたので 運動を いまは考え方のうえでも多様化しすぎて

本精神科医会といったものがあって、 限界をもっている。 神病院協会の運動は、 だが、このような日本精神神経学会の現状はくやしい。 日本精神神経学会と表裏一体の組織として日 経営者としての立場からとうぜんおおきな それが運動を展開するな 日 本精

> 5 ばよいのか。 めに、学会は行動力・影響力をうしなっている。 念が多様化し、 あるものとしてうけとられる。だが、日本精神神経学会会員の理 ように行動してきた。 学会はその理念の実現のためにも努力すべきだとかんがえ、 い。そして、日本という国では「学会」というものの発言は権威 によって創立されている。 もっとも適当なのかもしれない。だがわたしは、 私宅監置制度廃止のためにはげしくたたかった呉秀三先生 多様化した理念があらわな形でぶつかっているた とくに日本精神神経学会の前身日本神経 呉先生がともした火をけしてはならな では、どうすれ その

たろう。 わたしは川喜田先生に「わかりません」とお答えするべきだっ